

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県暴力団排除条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十一号）（捜査第四課）

一 趣旨

暴力団排除活動の一層の推進を図るため、暴力団排除特別強化地域を定めるとともに、当該地域における風俗営業等の営業に関し、事業者及び暴力団員の禁止行為等を定めるもの。

二 内容

(一) 暴力団排除特別強化地域

ア 次に掲げる地域を暴力団排除特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）とする。

- ・ さいたま市大宮区桜木町一丁目及び二丁目の地域
- ・ さいたま市大宮区下町一丁目及び二丁目の地域
- ・ さいたま市大宮区大門町一丁目及び二丁目の地域
- ・ さいたま市大宮区仲町一丁目及び二丁目の地域
- ・ さいたま市大宮区宮町一丁目、二丁目及び四丁目の地域

イ 特別強化地域における次に掲げる営業を特定営業とする。

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業及び接客業務受託営業
- ・ 飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けて営むもの）

ウ 特別強化地域における特定営業の営業に関し、事業者等に対して次に掲げる行為を禁止する。

- ・ 暴力団員を客に接する業務に従事させること
- ・ 暴力団員から用心棒の役務の提供を受けること
- ・ 暴力団員に対し、用心棒の役務の提供又は営業の容認の対償として利益の供与を行うこと

エ 特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員に対して次に掲げる行為を禁止する。

- ・ 客に接する業務に従事すること
- ・ 事業者等に対し、用心棒の役務を提供すること
- ・ 事業者等から用心棒の役務の提供又は営業の容認の対償として利益の供与を受けること

オ (一)ウに違反した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(二) 中止命令

ア 中止命令の事務を現行の公安委員会から警察署長に委任できることとする。

イ 中止命令については、埼玉県行政手続条例第三章（不利益処分）の適用を除外し、弁明の機会の付与を不要とする。

(三) 罰則

(一)ウ及びエに違反した者 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

三 施行期日

平成三十年四月一日